



県紋章



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和3年3月31日(水) 号外(第15号)

目次

ページ

教育委員会規則

- 群馬県公立学校職員の給与の支給に関する規則等の一部を改正する規則(学校人事課) 2
- 群馬県公立学校等会計年度任用職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則(同) 3
- 群馬県学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則(同) 6
- 群馬県公立学校等会計年度任用職員の勤務時間、休暇等の基準に関する規則の一部を改正する規則(同) 7
- 群馬県高等学校定時制課程修学奨励金貸与条例施行規則の一部を改正する規則(高校教育課) 7

教育委員会訓令

- 職員の勤務時間及び休憩時間に関する規程の一部を改正する訓令(総務課) 27
- 群馬県教育委員会事務局等職員証規程の一部を改正する訓令(同) 28

教育長訓令

- 群馬県教育委員会事務局等職員記章はい用規程の一部を改正する訓令(総務課) 28

教育委員会規則

群馬県公立学校職員の給与の支給に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月三十一日

群馬県教育委員会教育長 笠原 寛

群馬県教育委員会規則第十六号

群馬県公立学校職員の給与の支給に関する規則等の一部を改正する規則

(群馬県公立学校職員の給与に関する規則の一部改正)

第一条 群馬県公立学校職員の給与の支給に関する規則(昭和三十五年群馬県教育委員会規則第十七号)の一部を次のように改正する。

第二十条の四中「三十八キロメートル」を「三十六キロメートル」に改める。

第二条 群馬県公立学校職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則(昭和五十五年群馬県教育委員会規則第五号)の一部を次のように改正する。

附則別表中

七〇円
六六〇円
三四〇円
九三〇円
一、五二〇円
三〇〇円
八九〇円
一、四九〇円
二、〇八〇円
二七〇円
八六〇円

五三〇円
一二〇円
六九〇円
一、二五〇円
五四〇円
一、一〇〇円
一、六七〇円
三九〇円

一、四五〇円
二、〇四〇円
二、六三〇円
八三〇円
一、四二〇円
二、〇一〇円
二、六〇〇円
三、一九〇円
一、三八〇円
一、九八〇円
二、五七〇円
三、一六〇円
三、七五〇円
一、九四〇円
二、五三〇円
三、一二〇円
三、七二〇円
四、三一〇円
二、五〇〇円
三、〇九〇円
三、六八〇円
四、九九〇円
五、五九〇円
三、七八〇円

を

九六〇円
一、五二〇円
二、〇八〇円
二五〇円
八一〇円
一、三七〇円
一、九四〇円
二、五〇〇円
六六〇円
一、二三〇円
一、七九〇円
二、三五〇円
二、九二〇円
一、〇八〇円
一、六四〇円
二、二一〇円
二、七七〇円
三、三三〇円
一、五〇〇円
二、〇六〇円
二、六二〇円
三、九一〇円
四、四七〇円
二、六三〇円

に、「二四六円」を「二四一

一八、七八〇円	一八、一九〇円	一七、六〇〇円	一六、五三〇円	一五、九四〇円	一六、二五〇円	一五、六五〇円	一四、四九〇円	一三、九〇〇円	一三、三一〇円	一三、六二〇円	一二、三八〇円	一一、七九〇円	一一、一九〇円	一〇、六〇〇円	一〇、一六〇円	九、五七〇円	八、九八〇円	八、三九〇円	六、八九〇円	七、二〇〇円	六、六一〇円	六、〇二〇円	四、三七〇円
---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------

一六、九六〇円	一六、四〇〇円	一五、八四〇円	一四、七九〇円	一四、二三〇円	一四、五七〇円	一四、〇〇〇円	一二、八七〇円	一二、三一〇円	一一、七四〇円	一二、〇八〇円	一〇、八七〇円	一〇、三〇〇円	九、七四〇円	九、一八〇円	八、七六〇円	八、二〇〇円	七、六四〇円	七、〇七〇円	五、六一〇円	五、九五〇円	五、三八〇円	四、八二〇円	三、二〇〇円
---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------

四、四四〇円	四、一〇〇円	四、一〇〇円	二、六六〇円	二、〇七〇円
--------	--------	--------	--------	--------

四、二二〇円	四、一〇〇円	四、一〇〇円	二、五三〇円	二、〇〇〇円
--------	--------	--------	--------	--------

群馬県公立学校等会計年度任用職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
 令和三年三月三十一日
 群馬県教育委員会教育長 笠原 寛
群馬県教育委員会規則第十七号
群馬県公立学校等会計年度任用職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則
 群馬県公立学校等会計年度任用職員の給与等に関する規則(令和二年群馬県教育委員会規則第二十三号)の一部を次のように改正する。
 別表第四中

この規則は、令和三年四月一日から施行する。
 附則
 「十二・四」を「十二・七」に改める。

一九、三八〇円	二〇、四一〇円	二一、〇〇〇円	二一、五九〇円	二二、一八〇円	二三、一五〇円	二三、七四〇円	二四、三四〇円	二四、九三〇円
---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------

一七、五三〇円	一八、五三〇円	一九、〇九〇円	一九、六六〇円	二〇、二二〇円	二一、一六〇円	二一、七三〇円	二二、二九〇円	二二、八五〇円
---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------

一八、六三〇円	一八、〇四〇円	一七、四五〇円	一六、八六〇円	一六、二七〇円	一五、六八〇円	一五、〇八〇円	一四、四九〇円	一三、九〇〇円	一三、三一〇円	一二、七二〇円	一二、一三〇円	一一、五三〇円	一〇、九四〇円	一〇、三五〇円	九、七六〇円	九、一七〇円	八、五八〇円	七、九九〇円	七、三九〇円	六、八〇〇円	六、五〇〇円	五、六二〇円	五、〇三〇円
---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------

一七、七四〇円	一七、一八〇円	一六、六二〇円	一六、〇五〇円	一五、四九〇円	一四、九三〇円	一四、三六〇円	一三、八〇〇円	一三、二四〇円	一二、六七〇円	一二、一一〇円	一一、五五〇円	一〇、九八〇円	一〇、四二〇円	九、八六〇円	九、二九〇円	八、九〇〇円	八、一七〇円	七、六〇〇円	七、〇四〇円	六、五〇〇円	六、五〇〇円	五、三五〇円	四、七九〇円
---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------

三六、九一〇円	三六、三二〇円	三五、〇八〇円	三四、四九〇円	三三、八九〇円	三三、三〇〇円	三一、九六〇円	三一、三七〇円	三〇、七八〇円	三〇、一九〇円	二八、六九〇円	二八、一〇〇円	二七、五一〇円	二六、九二〇円	二五、二七〇円	二四、六八〇円	二四、〇九〇円	二三、四九〇円	二二、一八〇円	二一、五九〇円	二一、〇〇〇円	二〇、四一〇円	一九、八二〇円	一九、二二〇円
---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------

を

三五、三四〇円	三四、七八〇円	三三、五七〇円	三三、〇〇〇円	三二、四四〇円	三一、八八〇円	三〇、五六〇円	三〇、〇〇〇円	二九、四四〇円	二八、八七〇円	二七、四一〇円	二六、八五〇円	二六、二八〇円	二五、七二〇円	二四、一〇〇円	二三、五三〇円	二二、九七〇円	二二、四一〇円	二一、一二〇円	二〇、五六〇円	二〇、〇〇〇円	一九、四三〇円	一八、八七〇円	一八、三一〇円
---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------

に、「二四六円」を「二四一円」

に、「十二・四」を「十二・七」に改める。
別表第五中

二二〇円	二〇〇円	二〇〇円	一三〇円	四九、四三〇円	四八、八四〇円	四八、二四〇円	四七、六五〇円	四六、六八〇円	四六、〇九〇円	四五、五〇〇円	四四、九一〇円	四三、八八〇円	四三、二八〇円	四二、六九〇円	四一、一〇〇円	四一、〇三〇円	四〇、四四〇円	三九、八五〇円	三九、二五〇円	三八、〇九〇円	三七、五〇〇円
二〇〇円	二〇〇円	二〇〇円	一一〇円	四七、三五〇円	四六、七九〇円	四六、二三〇円	四五、六六〇円	四四、七二〇円	四四、一六〇円	四三、五九〇円	四三、〇三〇円	四二、〇三〇円	四一、四六〇円	四〇、九〇〇円	四〇、三四〇円	三九、二九〇円	三八、七三〇円	三八、一七〇円	三七、六〇〇円	三六、四七〇円	三五、九一〇円

八九〇円	八六〇円	八三〇円	八〇〇円	七七〇円	七五〇円	七二〇円	六九〇円	六六〇円	六三〇円	六一〇円	五八〇円	五五〇円	五二〇円	四九〇円	四六〇円	四四〇円	四一〇円	三八〇円	三五〇円	三二〇円	三一〇円	二七〇円	二四〇円
------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------

八四〇円	八二〇円	七九〇円	七六〇円	七四〇円	七一〇円	六八〇円	六六〇円	六三〇円	六〇〇円	五八〇円	五五〇円	五二〇円	五〇〇円	四七〇円	四四〇円	四二〇円	三九〇円	三六〇円	三四〇円	三一〇円	三一〇円	二五〇円	二三〇円
------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------

一、七六〇円	一、七三〇円	一、六七〇円	一、六四〇円	一、六一〇円	一、五九〇円	一、五二〇円	一、四九〇円	一、四七〇円	一、四四〇円	一、三七〇円	一、三四〇円	一、三一〇円	一、二八〇円	一、二〇〇円	一、一八〇円	一、一五〇円	一、一二〇円	一、〇六〇円	一、〇三〇円	一、〇〇〇円	九七〇円	九四〇円	九二〇円
--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	------	------	------

を

一、六八〇円	一、六六〇円	一、六〇〇円	一、五七〇円	一、五四〇円	一、五二〇円	一、四六〇円	一、四三〇円	一、四〇〇円	一、三七〇円	一、三一〇円	一、二八〇円	一、二五〇円	一、二二〇円	一、一五〇円	一、一二〇円	一、〇九〇円	一、〇七〇円	一、〇一〇円	九八〇円	九五〇円	九三〇円	九〇〇円	八七〇円
--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	------	------	------	------	------

に改める。

群馬県教育委員会規則第十八号

群馬県学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
 令和三年三月三十一日
 群馬県教育委員会教育長 笠原 寛

附則
 この規則は、令和三年四月一日から施行する。

一、七九〇円	一、八一〇円	一、八七〇円	一、九〇〇円	一、九三〇円	一、九五〇円	二、〇〇〇円	二、〇三〇円	二、〇六〇円	二、〇九〇円	二、一四〇円	二、一七〇円	二、一九〇円	二、二二〇円	二、二七〇円	二、三〇〇円	二、三三〇円	二、三五〇円
--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------

一、七一〇円	一、七四〇円	一、七九〇円	一、八二〇円	一、八四〇円	一、八七〇円	一、九二〇円	一、九五〇円	一、九七〇円	二、〇〇〇円	二、〇五〇円	二、〇八〇円	二、一〇〇円	二、一三〇円	二、一七〇円	二、二〇〇円	二、二三〇円	二、二五〇円
--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------

群馬県学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則
群馬県学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則(平成六年群馬県教育委員会規則第十三号)の一部を次のように改正する。

第十二条第一項第四号中「が結婚」の下に「届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情なる場合を含む。」を加え、同号の次に次の一号を加える。

四の二 学校職員が不妊治療を受ける場合で、その勤務しないことが相当であると認められるとき 一の年度において六日の範囲内の期間

第十二条第一項第十六号中「七月から九月」を「六月から十月」に改め、同条第二項及び第三項中「、第四号」を「から第四号の二まで」に改め、同条第四項から第六項までの規定中「第一項第三号の二ホ」の下に「、第四号の二」を加える。

附則
この規則は、令和三年四月一日から施行する。

群馬県公立学校等会計年度任用職員の勤務時間、休暇等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月三十一日

群馬県教育委員会教育長 笠原 寛

群馬県教育委員会規則第十九号

群馬県公立学校等会計年度任用職員の勤務時間、休暇等の基準に関する規則の一部を改正する規則

群馬県公立学校等会計年度任用職員の勤務時間、休暇等の基準に関する規則(令和二年群馬県教育委員会規則第二十四号)の一部を次のように改正する。

第十二条第一項第七号の次に次の二号を加える。

七の二 妊娠中又は出産後一年以内の女子の公立学校等会計年度任用職員が、母子保健法(昭和四十年法律第四十一号)第十条に規定する保健指導又は同法第十三条に規定する健康診査(以下「保健指導等」という。)を受ける場合で、その勤務しないことが相当であると認められるとき 次に掲げる期間の区分に応じて、それぞれ次に定める回数(当該保健指導等を行う医師等に特別の指示を受けた場合)は、いずれの区分についてもその指示された回数)で、一回につき一日の正規の勤務時間の範囲内で必要と認められる期間

イ 妊娠二十三週までの期間 四週間に一回
ロ 妊娠二十四週から三十五週までの期間 二週間に一回
ハ 妊娠三十六週から出産までの期間 一週間に一回

ニ 出産後一年までの期間 出産後一年間に一回

七の三 妊娠中の女子の公立学校等会計年度任用職員が、通勤に利用する交通機関の混雑の程度が母体の健康維持に支障を与える程度に及ぶ場合で、その勤務しないことが相当であると認められるとき 勤務時間の始め又は終わりにおいて、一日を通じて一時間を超えない範囲内で必要と認められる期間

第十二条第一項第八号中「公立学校等会計年度任用職員」の下に「一週間の勤務日が五日以上とされている公立学校等会計年度任用職員又は」を加え、「七月から九月」を「六月から十月」に改め、同条第二項中「第十三号及び第十四号」を「第十一号及び第十二号」に改め、同項第九号中「母子保健法(昭和四十年法律第四十一号)第十条に規定する保健指導又は同法第十三条に規定する健康診査(以下「保健指導等」という。)」を「保健指導等」に改め、同項中第十号及び第十一号を削り、第十二号を第十号とし、第十三号を第十一号とし、第十四号を第十二号とする。

附則

1 この規則は、令和三年四月一日から施行する。ただし、第十二条第一項第八号の改正規定(「公立学校等会計年度任用職員」の下に「一週間の勤務日が五日以上とされている公立学校等会計年度任用職員又は」を加える部分に限る。)は、公布の日から施行する。

2 令和二年四月一日からこの規則の公布の日の前日までの間に一週間の勤務日が五日以上とされている公立学校等会計年度任用職員(群馬県公立学校等会計年度任用職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例(令和元年群馬県条例第十五号)第二条第二項に規定するフルタイム公立学校等会計年度任用職員及び同項に規定するパートタイム公立学校等会計年度任用職員をいう。)に対して与えられた第十二条第一項第八号に定める期間の有給休暇(以下「有給休暇」という。)は、改正後の第十二条第一項第八号の規定(「公立学校等会計年度任用職員」の下に「一週間の勤務日が五日以上とされている公立学校等会計年度任用職員又は」を加える部分に限る。)により与えられた有給休暇とみなす。

群馬県高等学校定時制課程修学奨励金貸与条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月三十一日

群馬県教育委員会教育長 笠原 寛

群馬県教育委員会規則第二十号

群馬県高等学校定時制課程修学奨励金貸与条例施行規則の一部を改正する規則
群馬県高等学校定時制課程修学奨励金貸与条例施行規則(昭和五十年群馬県教育委員会規則第一号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「委員会」を「群馬県教育委員会教育長(以下「教育長」という。)」に改める。

第五条第二項中「保証人変更願」を「保証人変更承認願」に、「委員会」を「教育長」に改める。

第六条中「委員会」を「教育長」に、「貸与を」を「貸与の適否を」に改め、「別記様式第四号」の下に「又は修学金貸与不承認通知書(別記様式第五号)」を加える。

第七条中「別記様式第五号」を「別記様式第六号」に改める。

第八条ただし書中「委員会」を「教育長」に改める。
第九条を次のように改める。

第九条 削除

第十条第一項中「委員会及び」を削り、同条第三項中「委員会」を「教育長」に改める。

第十一条から第十三条までの規定中「委員会」を「教育長」に改める。

第十四条中「修学生」の下に「(修学生が死亡したときは、保証人)」を加え、

「委員会」を「教育長」に改める。

第十五条第二項及び第三項中「委員会」を「教育長」に改める。

第十六条第一項中「修学金返還債務免除申請書」を「修学金返還免除申請書」に、

「修学金返還債務履行猶予申請書」を「修学金返還履行猶予申請書」に、「委員会」

を「教育長」に改め、同条第二項中「委員会」を「教育長」に、「修学金返還債務免

除決定通知書」を「修学金返還免除決定通知書」に、「修学金返還債務履行猶予決定

通知書」を「修学金返還猶予決定通知書」に改める。

第十七条及び第十八条中「委員会」を「教育長」に改める。

別記様式第一号を次のように改める。

別記様式第1号(規格A4)(第4条関係)

修学金貸与申請書

年 月 日

群馬県教育委員会教育長あて

ふりがな

申請者氏名(自署)

年 月 日生

次のとおり群馬県高等学校定時制課程修学奨励金を貸与してください。

貸与申請額		総額		円(月額)		円)
貸与期間		年	月	日から	年	月 日まで
本籍		都道府県				
住所						
在 校 学 等 す る 学	学 校 名					
	入 学 年 月 日					
	卒 業 予 定 年 月 日					

別記様式第二号中

性別	男・女
生年月日	年 月 日

生年月日	年 月 日
------	-------

氏名	所得金額	円
給与所得	(市町村長の所得証明書を添えてください)	円
農業所得		円
商工、林業等の所得		円
その他の所得		円

氏名	
所得金額	円 (A)
Aの内訳	給与所得 円 農業所得 円 商工、林業等の所得 円 その他の所得 円

続柄	続柄
	本人

「上記記載事項は、正確であることを認めます。」
年 月 日

「(注) 所得に関する市町村長の証明書等を添えてください。」
別記様式第二号中の「印」

別記様式第3号(規格A4)(第5条関係)

保証人変更承認願

年 月 日

群馬県教育委員会教育長あて

住所

氏名

新保証人

住所

氏名

印

旧保証人

住所

氏名

印

次のとおり保証人の変更を承認してください。御承認の上は、新保証人は、本人と連帯して修学金の返還の債務を負担します。

決定番号		第 号		
新 保 証 人	氏名			
	生年月日 続柄	年 月 日生まれ		
	住所			
	本籍	都道府県	職業	
	勤務先			
旧保証人の氏名				
変更の理由				

(添付書類) 新保証人の印鑑登録証明書

別記様式第四号中「^{専修}専修校 第 学年」を「高等学校定時制課程 第 学年」に改める。
別記様式第五号に別紙として次のように加える。

別紙

連 帯 保 証 人		
ふりがな 氏名	印	印
生年月日		
本人との続柄		
本籍	都道府県	都道府県
住所	(電話)	(電話)
職業		
勤務先		
参考事項		

(添付書類) 保証人の印鑑登録証明書

次に次の一様式を加える。別記様式第六号を削り、別記様式第五号を別記様式第六号とし、別記様式第四号の

別記様式第5号(規格A4)(第6条関係)

修学金貸与不承認通知書

年 月 日

様

群馬県教育委員会教育長

印

年 月 日付けで申請のあつた群馬県高等学校校定時制課程修学奨励金の貸与については、審査の結果、不承認となりました。

別記様式第七号裏面以外の部分を次のように改める。

別記様式第7号(規格A4)(第10条関係)

決定番号		第号	ふりがな										高等学校	
			氏名										高等学校	
交付対象月		4月分	5月分	6月分	7月分	8月分	9月分	10月分	11月分	12月分	1月分	2月分	3月分	計
年度	第学年	交付日												貸与額
		金額												円
		受領印												
年度	第学年	交付日												貸与額
		金額												円
		受領印												
年度	第学年	交付日												貸与額
		金額												円
		受領印												
年度	第学年	交付日												貸与額
		金額												円
		受領印												
年度	第学年	交付日												貸与額
		金額												円
		受領印												

※交付方法が銀行振込の場合、受領印欄に「銀行振込のため、受領印は省略」と記入し、受領印の徴収を省略することができる。

別記様式第16号(規格A4)(第12条関係)

修学生現況報告書

年 月 日

群馬県教育委員会教育長あて

住所
氏名(自署)

年4月1日現在の現況を次のとおり報告します。

氏名		生年月日	年()月()日	決定番号	第 号
住所				在学学校	高等学校 定時制課程 第 学年
既に修学金の貸与を受けた期間		年 月から 年 月まで			
既に貸与を受けた修学金の合計		円			
勤務先	名称	(電話)			
	所在地				
	年間収入見込額	円			
扶養者	続柄	氏名	職業	勤務先	年間収入見込額
<p>注1 年間収入見込額は、現況報告書を提出する1月から12月までの1年間の収入の見込額を記入してください。</p> <p>2 修学生が所得税法上父親等の扶養親族であるときは、扶養者欄に所定の事項を記入してください。</p>					

別記様式第十七号中「**第 号**」を削り、「**とおり修学金**」を「**とおり、群馬**」に改める。
別記様式第十八号を次のように改める。

別記様式第18号(規格A4)(第14条関係)

修学金借用証書

年 月 日

群馬県教育委員会教育長あて

住所

氏名(自署)

保証人

住所

氏名(自署)

保証人

住所

氏名(自署)

次のとおり群馬県高等学校定時制課程修学奨励金を借用しました。

決 定 番 号	第 号				
金 額	円				
期 間	<table style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">年 月から</td> <td rowspan="2" style="font-size: 3em; vertical-align: middle;">}</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">月分</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">年 月まで</td> </tr> </table>	年 月から	}	月分	年 月まで
年 月から	}	月分			
年 月まで					

※「金額」及び「期間」欄については、あらかじめ学校に確認した上で記入してください。

別記様式第二十号中「印」や証書「定時制の課程」や「定時制課程」に付する
 別記様式第二十号中「修学金返還債務免除申請書」や「修学金返還免除申請書」に

「決定番号 第 号」や証書「氏名 印」や「氏名(自署)」

「次のとおり修学金の返還を免除してください。」

返 還 金 額 (返 還 未 済 額)	円
------------------------	---

「次のとおり群馬県高等学校定時制課程修学奨励金の返還債務の免除を受
 けたいので申請します。」

決 定 番 号 第 号	円
返 還 金 額 (返 還 未 済 額)	円

「添 付 書 類 死亡、災害、疾病等にあつては、その状況を証す
 る書類

学校長認印 _____ 高等学校

「添 付 書 類 死亡、災害、疾病等にあつては、その状況を証す
 る書類

「別記様式第二十号中「修学金返還債務履行猶予申請書」や「修学金返還猶予申請
 書」に付する「決定番号 第 号」や証書「氏名 印」や「氏名(自
 署)」に、
 「次のとおり修学金の返還の債務の履行を猶予してください。」

借 用 金 額	円
---------	---

「次のとおり群馬県高等学校定時制課程修学奨励金の返還の猶予を受けた
 いので申請します。」

決 定 番 号 第 号	円
-------------	---

借 用 金 額	円
---------	---

添 付 書 類 1 学校の場合は、校長の証明書 2 災害等の
 場合は、関係機関の証明書 3 疾病の場合は、
 医師の診断書 4 その他必要な書類

学校長認印 _____ 高等学校

添 付 書 類 1 学校の場合は、校長の証明書 2 災害等の
 場合は、関係機関の証明書 3 疾病の場合は、
 医師の診断書 4 その他必要な書類

「別記様式第二十号中「修学金返還債務免除決定通知書」や「修学金返還免除決定
 通知書」に付する「決定番号 第 号」や証書「申請のあつた修学金の返還
 の債務について、次のとおり免除することに決定しました」や「付けて申請のあつた
 群馬県高等学校定時制課程修学奨励金の返還債務を次のとおり免除します」に、
 「免除 額 円」

決 定 番 号 第 号	円
免 除 額	円

「別記様式第二十号中「修学金返還債務履行猶予通知書」や「修学金返還猶予決定
 通知書」に付する「決定番号 第 号」や証書「申請のあつた修学金の返還
 の債務の履行について、」や「付けて申請のあつた群馬県高等学校定時制課程修学奨
 励金の返還債務を」に、
 「返 還 猶 予 額 円」

返 還 猶 予 額	円
-----------	---

「決定番号 第 号」
 「返 還 猶 予 額 円」

める。
別記様式第二十四号及び別記様式第二十五号を次のように改める。

別記様式第24号(規格A4)(第17条関係)

修学金返還計画書

年 月 日

群馬県教育委員会教育長あて

住所
 氏名(自署)
 保証人
 住所
 氏名(自署)
 保証人
 住所
 氏名(自署)

先に貸与を受けた群馬県高等学校定時制課程修学奨励金について、次のとおり返還します。

決定番号	第 号	
返還未済額	円	
返還の理由		
返還方法 ※半年賦又は月賦の いずれかを選択して ください。	半年賦	返還開始時期 年 月から 返 還 月 月 及び 月 1回当たりの返済額 円 返 済 回 数 回
	月 賦	返還開始時期 年 月から 1回当たりの返済額 円 返 済 回 数 回

(注) 返還未済額は、あらかじめ学校へ確認した上で記入してください。

別記様式第25号(規格A4)(第17条関係)

修学金返還計画変更届

年 月 日

群馬県教育委員会教育長あて

住所
氏名(自署)
保証人
住所
氏名(自署)
保証人
住所
氏名(自署)

先に貸与を受けた群馬県高等学校定時制課程修学奨励金の返還計画について、次のとおり変更したいので、承認してください。

決定番号		第 号
返還金額(返還未済額)		円
旧	返還方法	半年賦 ・ 月賦 ※いずれかを選択
	終了時期	年 月まで
新	返還方法	半年賦 ・ 月賦 ※いずれかを選択
	開始時期	年 月から
	返還月	月 及び 月 ※半年賦の場合のみ記入
	返還内訳	1回当たりの返還額 円
	返還予定回数	回

(注) 返還金額(返還未済額)は、あらかじめ学校へ確認した上で記入してください。

別記様式第二十六号中「氏名」を「氏名(西暦)」に、

決定番号	第 号
死亡年月日	
死亡場所	

を

決定番号	第 号
氏名	
死亡年月日	

に、

添付書類	死亡診断書又は戸籍抄本
添付書類	死亡診断書又は戸籍抄本
添付書類	高等学校

を

添付書類	死亡診断書又は戸籍抄本
------	-------------

に改

める。

附則

- この規則は、令和三年四月一日から施行する。
- この規則の施行の際現に改正前の群馬県高等学校定時制課程修学奨励金貸与条例施行規則の規定により提出されている申請書等は、改正後の同規則の相当規定により提出されたものとみなす。
- この規則の施行の際現に改正前の群馬県高等学校定時制課程修学奨励金貸与条例施行規則の規定により作成されている用紙は、適宜補正して使用することができる。

教育委員会訓令

群馬県教育委員会訓令甲第四号

事務局

各教育機関(学校を除く。)

職員勤務時間及び休憩時間に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和三年三月三十一日

群馬県教育委員会教育長 笠原 寛

職員の勤務時間及び休憩時間に関する規程の一部を改正する訓令

職員の勤務時間及び休憩時間に関する規程(昭和三十八年群馬県教育委員会訓令甲第一号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「地方公務員法」の下に「(昭和二十五年法律第二百六十一号)」を加え、同条第三項を次のように改める。

3 第一項の規定にかかわらず、通勤のため交通機関又は交通用具を利用することを常例とする職員のうち所属長が認めたものの勤務時間は、午前八時四十五分から午後零時まで及び午後一時から午後五時三十分まで(短時間勤務職員にあつては、当該時間内において勤務時間の合計が七時間四十五分を超えない範囲内で割り振られた時間)とすることができる。

第三条第四項中「所属長が当該職員ごとに指定する次に掲げる時間」を「午前八時四十五分から午後零時まで及び午後一時から午後五時三十分まで」に改め、同項各号を削り、同条第十三項を第十五項とし、第十項から第十二項までを二項ずつ繰り下げ、同条第九項中「から第四項」を「から第六項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第八項中「第五項」を「第七項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第七項を第九項とし、第六項を第八項とし、第五項を第七項とし、第四項の次に次の二項を加える。

5 第一項、第三項及び前項の規定にかかわらず、職員(条例第三条第四項又は第四条第四項の規定により勤務時間の割振りを受けている職員を除く。)の勤務時間は、

- 午前七時から午後零時まで及び午後一時から午後三時四十五分まで
 - 午前七時三十分から午後零時まで及び午後一時から午後四時十五分まで
 - 午前八時から午後零時まで及び午後一時から午後四時四十五分まで
 - 午前九時から午後零時まで及び午後一時から午後五時四十五分まで
 - 午前九時三十分から午後零時まで及び午後一時から午後六時十五分まで
 - 午前十時から午後零時まで及び午後一時から午後六時四十五分まで
 - 午前十時三十分から午後零時まで及び午後一時から午後七時十五分まで
- 6 第二項の規定にかかわらず、職員の休憩時間は、所属長が当該職員ごとに指定する次に掲げる時間とすることができる。

- 午前十一時から午後零時まで
 - 午前十一時三十分から午後零時三十分まで
 - 午前十一時四十五分から午後零時四十五分まで
 - 午後零時十五分から午後一時十五分まで
 - 午後零時三十分から午後一時三十分まで
 - 午後一時から午後二時まで
- 第四条第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に、「前条第五項から第八項」を「前条第七項から第十項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項を第三項とする。
- 別記様式第一号注以外の部分、別記様式第二号注以外の部分、別記様式第三号注以外の部分及び別記様式第四号注以外の部分中「五」を削る。

別記様式第五号第一面中「本人印」を「申出者」に、「所属」を「所属」に改め、同様式第二面中「本人印」を「申出者」に、「所属」を「所属」に、「所属」を「所属」に改め、

申出者	年月日印
年月日	

所属長	年月日印
郵振り	年月日

を
に改め

る。

別記様式第七号中「印」を削る。

附則

この訓令は、令和三年四月一日から施行する。

群馬県教育委員会訓令甲第五号

事務
教育機関(学校を除く。)

群馬県教育委員会事務局等職員証規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和三年三月三十一日

群馬県教育委員会教育長 笠原 寛

群馬県教育委員会事務局等職員証規程の一部を改正する訓令

群馬県教育委員会事務局等職員証規程(昭和四十六年群馬県教育委員会訓令甲第四号)の一部を次のように改正する。

別記様式第二号中「印」を削る。

附則

この訓令は、令和三年四月一日から施行する。

■ 教育長訓令

群馬県教育委員会教育長訓令甲第一号

事務局
教育機関

群馬県教育委員会事務局等職員記章はい用規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和三年三月三十一日

群馬県教育委員会教育長 笠原 寛
群馬県教育委員会事務局等職員記章はい用規程の一部を改正する訓令
群馬県教育委員会事務局等職員記章はい用規程(昭和四十一年群馬県教育委員会教育長訓令甲第一号)の一部を次のように改正する。
別記様式第二号中「印」を削る。

附則

この訓令は、令和三年四月一日から施行する。

毎週火、金曜日発行

発行 群馬県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
電話 027-223-1111
